

「医療法人資生会 介護福祉士養成実務者研修通信課程」 学則

(設置目的)

第1条 「医療法人資生会 介護福祉士養成実務者研修通信課程」(以下「本施設」という。)は、要介護高齢者及び障害者の自立支援に資するケアを実践する介護福祉士の養成をめざし、本施設が実施する介護福祉士実務者研修(以下「本研修」という。)を通して、受講者の介護福祉士資格取得の支援をすることとし、もって地域包括ケアの推進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本施設の名称は、「医療法人資生会 介護福祉士養成実務者研修通信課程」という。

(位置)

第3条 本施設は、北海道千歳市桂木1丁目5番6号に置くものとする。

2 面接授業は、北海道千歳市桂木1丁目5番7号クリアコート千歳会議室において実施する。

(修業年限)

第4条 本施設の修業年限は

一 既研修未受講者	6ヶ月以上
訪問介護員3級課程	6ヶ月以上
二 訪問介護員2級課程	6ヶ月以上
三 介護職員初任者研修課程	6ヶ月以上
四 訪問介護員1級課程	2ヶ月以上
五 介護職員基礎研修課程	1ヶ月以上
六 介護職員基礎研修課程及び喀痰吸引等研修受講者	1ヶ月以上

とする。

(入所定員及び学級数)

第5条 入所定員は、1学級の定員を20名、学級数は2学級とし、総定員は40名とする。

(養成課程及び履修方法)

第6条 養成課程の種類は通信課程とし、履修方法については、別表1の通り通信指導及び添削指導並びに面接授業とする。

2 養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知(以下「国指針」という。))別表5に定める内容に準拠する。

(履修免除)

第7条 既に訪問介護員養成研修等の研修修了者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」(平成23年11月4日社援基発1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)に基づき、別表2に定めるところにより履修を免除することができる。

(学年、学期及び休業日)

第8条 1 養成課程を学年及び学期とし、休業日は次の通りとする。

- 一 年末年始 12月30日～1月3日
- 二 夏季休業 8月12日～8月15日

(使用教材)

第9条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

介護福祉士養成実務者研修テキスト<第2版>
一般財団法人 長寿社会開発センター 発行

(入所時期)

第10条 入所時期は、5月、12月を開講日とする。

(入所資格)

第11条 入所資格は、本施設の面接授業を受講可能な範囲に居住する者であって、介護福祉士の資格取得を目指すものとする。

(入所者の選考)

第12条 入所の選考は、受講申込書を受理した者の中から、前条の要件を満たすと認められるものにつき入所決定する。ただし、養成課程の定員に達した時点において申込受付は終了とする。

(入所手続)

第13条 入所手続は、本施設が定める受講申込書に、履歴書、誓約書、本人であることを証明できる書類(戸籍謄本、戸籍抄本、住民票抄本(写し)、住民基本台帳カード(写し)、健康保険証(写し)、運転免許証(写し)等)及び介護に関する研修(訪問介護員1級、2級、3級課程、介護職員初任者研修並びに介護職員基礎研修課程に限る。)を修了している場合は修了証明書の写しを添付して行うものとする。

(退学、休学及び復学)

第14条 退学しようとする者は、退学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

2 受講者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により、別に定める期間を継続して修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。ただし、休学の最長期間は1年とする。

3 前項により休学が認められていた者が、復学しようとするときは、復学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第15条 通信形式による研修は、次に定める方法により実施する。

(1) 自宅での個別学習方法

科目ごとに1回以上テキストに則った課題を賦課し、その添削を行うことにより、国指針に定める到達目標の修得状況を確認する。到達目標に達していないと認められる評価であった場合は、

課題の再提出及び再評価を行う。

(2) 評価方法

解答用紙を添削し、理解度の高い順に A・B・C・D の区分で評価する。100 点満点のうち評価 A・B・C は合格、評価 D は不合格とする。なお、不合格となった科目については再度課題を提出させ、再評価を行う。

【医療的ケア】 A : 97 点以上 B : 94～96 点 C : 90～93 点 D : 89 点以下

【医療的ケア以外】 A : 90 点以上 B : 80～89 点 C : 70～79 点 D : 69 点以下

(3) 個別学習への対応方法

自宅での個別学習による質疑応答には、事務局が電話、メールなどで対応した後、科目を担当する講師へ連絡し、担当講師より受講者へ指導を行う。受講者は、講師指導の下で理解を深め、学習効果を上げる。

また、合格水準に達しなかった受講者へは、適宜複数回にわたって再提出、添削等を実施し、基準に到達するまで再評価を行う。

- 2 介護過程及び生活支援技術については、介護過程Ⅲにおける面接授業を通して評価する。
- 3 面接授業の場合において、授業開始から 5 分以上遅れた場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は、欠席届を提出するものとする。欠席した場合は第 18 条に規定する補講を受講しなければならない。なお、面接授業を 9 割以上の出席に達しない者及び医療的ケアの演習の所定回数を満たしていない者は、履修認定しないものとする。
- 4 本研修の総合的な修得度の評価は、介護過程Ⅲにおいて行うこととし、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。
- 5 本施設を修了した者には、修了証明書を交付する。

(修了者の管理方法)

第 16 条 修了者について修了者台帳に記載し、養成施設で管理する。

- 2 修了証明書の紛失等により修了者から再交付の申し出があった場合は、適切に対応することとする。

(受講料)

第 17 条 本施設の受講料は、第 7 条に規定する受講者のこれまでの介護に関する研修の受講状況に応じて次の通りとする。

一 既研修未受講者	80,000 円 (税込、テキスト代込み。以下同じ)
訪問介護員 3 級課程	80,000 円
二 訪問介護員 2 級課程	60,000 円
三 介護職員初任者研修課程	60,000 円
四 訪問介護員 1 級課程	40,000 円
五 介護職員基礎研修課程	20,000 円
六 介護職員基礎研修課程及び喀痰吸引等研修受講者	20,000 円

- 2 既に納入された受講料については、原則として返還しない。
- 3 その他、研修科目を免除した場合は、1 時間につき、150 円割り引くこととする。

(補講)

第 18 条 面接授業を欠席した場合は、有料にて補講を受講するか、次回の研修で当該授業を 9 割以上

受講することにより修了する。

2 有料にて補講を受講する場合は、1 講義（1 時間）2,000 円とする。

（教職員の組織）

第 19 条 本施設に、施設長、教務主任、専任教員、介護過程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員及びその他必要な教職員をおく。

（賞罰）

第 20 条 受講者が次の各号に該当した場合は、懲戒、停学又は退学処分とすることができる。

- 一 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- 二 研修の秩序を乱し、受講生として本分に反した者
- 三 他の受講者の学習を妨げる者
- 四 受講継続意志のない者
- 五 自力で演習内容を行うことができない者
- 六 その他、事業者が不相当とみなした者

（退講）

第 21 条 第 20 条により受講を取り消されるに至った者は退講扱いとし、書面によりその理由を示して通知するとともに、速やかに事業者に「退講届」を提出しなければならない。

2 退講前に履修した当該研修科目については、履修証明書を発行することとする。

（公表する情報の項目）

第 22 条 公表すべき情報についてはホームページ上で公表する。

<http://www.siseikai.or.jp>

（個人情報管理）

第 23 条 当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

当事業所は、事業実施や本人確認書類などにより知り得た受講生などの個人情報をみだりに他人に漏えいしたり、また、不当な目的に使用しない。

（苦情に関する窓口）

第 24 条 研修に関して、以下のとおり苦情等の窓口を設けて、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：法人本部事務局 電話 0123-40-0200

（その他の事項）

第 25 条 この学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、施設長が別にそれを定める。

（附則）

この学則は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

指定規則に定める科目及び時間数	本施設時間数	履修方法
人間の尊厳と自立（５）	時間 １５	テキストを精読し、各自の理解度を深めた上で、本施設が提示する課題に回答させ、通信指導及び添削指導により履修する。
社会の理解Ⅰ（５）	１５	同上
社会の理解Ⅱ（３０）	９０	同上
介護の基本Ⅰ（１０）	３０	同上
介護の基本Ⅱ（２０）	６０	同上
コミュニケーション技術（２０）	６０	同上
生活支援技術Ⅰ（２０）	６０	同上
生活支援技術Ⅱ（３０）	９０	同上
介護過程Ⅰ（２０）	６０	同上
介護過程Ⅱ（２５）	７５	同上
発達と老化の理解Ⅰ（１０）	３０	同上
発達と老化の理解Ⅱ（２０）	６０	同上
認知症の理解Ⅰ（１０）	３０	同上
認知症の理解Ⅱ（２０）	６０	同上
障害の理解Ⅰ（１０）	３０	同上
障害の理解Ⅱ（２０）	６０	同上
こころとからだのしくみⅠ（２０）	６０	同上
こころとからだのしくみⅡ（６０）	１８０	同上
医療的ケア（５０）	１５０	同上
喀痰吸引及び経管栄養演習	２８	面接授業にて履修する。
介護過程Ⅲ（４５）	４６	面接授業にて履修する。
合 計	１２８９	

(別表2) 他研修等の修了認定に基づく履修免除

科目	時間数	介護職員初 任者研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他全 国研修
			1 級	2 級	3 級		
人間の尊厳と自立	1 5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解 I	1 5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解 II	9 0		免除			免除	
介護の基本 I	3 0	免除	免除	免除		免除	
介護の基本 II	6 0		免除	免除		免除	
コミュニケーション技術	6 0		免除			免除	
生活支援技術 I	6 0	免除	免除	免除	免除	免除	
生活支援技術 II	9 0	免除	免除	免除		免除	
介護過程 I	6 0	免除	免除	免除		免除	
介護過程 II	7 5		免除			免除	
発達と老化の理解 I	3 0		免除			免除	
発達と老化の理解 II	6 0		免除			免除	
認知症の理解 I	3 0	免除	免除			免除	認知症実 践者研修
認知症の理解 II	6 0		免除			免除	
障害の理解 I	3 0	免除	免除			免除	
障害の理解 II	6 0		免除			免除	
こころとからだのしくみ I	6 0	免除	免除	免除		免除	
こころとからだのしくみ II	1 8 0		免除			免除	
医療的ケア	1 5 0						喀痰吸引 等研修
喀痰吸引及び経管栄養演習	2 8						
介護過程 III	4 6					免除	
合 計	1 2 8 9	8 9 9	2 2 4	8 9 9	1 1 9 9	1 7 8	